

平成30年第3回玉名市農業委員会総会議事録

平成30年3月5日（月）午後2時 玉名市民会館 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志
14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明
18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一
23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正	26番	高田 優子
27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男	30番	平本 博
31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實
35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

9番 荒木 享二 22番 小山久仁江

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 村上 洋治 次長 小山 博
係長 西山 美和 主査 渡邊布由紀 主任 大原 三和 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第12号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第13号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第14号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第15号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第16号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第17号 農用地利用集積計画の決定について
第18号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

報 告

第8号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第9号 農地の形状変更届について
第10号 許可不要転用届について
第11号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（村上洋治君） 皆様こんにちは。定刻となりましたので始めます。本日は委員総数38名のうち、9番、荒木委員、22番、小山委員から欠席の届けがあつており、36名の御出席をいただいております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成30年第3回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（村上洋治君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆様、改めましてこんにちは。きょうは大変足元の悪いなか御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。今朝ほどは雷鳴によって起こされたような騒ぎでございましたが、ここにきて天候も非常にあんまり良い天気が続かずに年度末を迎えまして、暗渠工事とか柵渠工事など非常に遅れているように伺っております。なんとか天気が続きますように、そして農作業のはかどりまますように願っているところでございます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第12号より議第18号までの96件です。報告第8号より11号までの25件、以上提案されております。慎重なる御審議よろしくお願いを申し上げます。

また、本日の議事録の署名委員は、30番、平本委員と31番の永田委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第12号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 議案1ページをお願いいたします。

議第12号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成30年

3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、河崎の申請人で、河崎の田843㎡外1筆、計2,134㎡を労力不足と相手方の要望により売買するものです。

2番、熊本市西区と中の申請人で、玉名の田255㎡外1筆、計316㎡を耕作不能と経営拡張により売買するものです。

3番、岱明町と山田の申請人で、岱明町西照寺の田28㎡外3筆、計825.81㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

4番、福岡市早良区と大浜町の申請人で、永徳寺の田553㎡外6筆、計2,050㎡を耕作不能と経営拡張により売買するものです。

5番、大倉と伊倉北方の申請人で、川島の田246㎡外2筆、計2,406㎡を労力不足と相手方の要望により売買するものです。

6番、大阪府枚方市と荒尾市の申請人で、岱明町西照寺の田679㎡外3筆、計1,697㎡を甥へ贈与するものです。

7番、天水町の申請人で、天水町尾田の畑444㎡外1筆、計601㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、天水町の申請人で、天水町立花の田1,111㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

9番、天水町の申請人で、伊倉北方の畑1,632㎡外4筆、計3,675㎡を兄へ贈与するものです。

10番、熊本市北区と天水町の申請人で、天水町立花の田423㎡を耕作不能と相手方の要望により売買するものです。

11番、兵庫県西宮市と天水町の申請人で、天水町部田見の田1,152㎡外1筆、計2,822㎡を耕作不能と経営拡張により売買するものです。

12番、熊本市西区と天水町の申請人で、天水町小天の畑460㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

以上12件、合計88,520.81㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○3番（清田順次君） はい、3番、清田です。1番の案件について御説明を申し上げます。

譲渡人が農業委員会の事務局においてになって、売却の斡旋の依頼があったというようなことでございます。譲受人は隣接地というふうなことで、農業をやっているというふうなことでございます。野菜と稲作というふうなことで、下限面積もこのたびの譲り受けができると問題は解決をするというふうなことでございますので、許可相当でございます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。2番の案件について説明します。

譲渡人は耕作不能で、譲受人は経営拡張で芋や野菜を作っていきたいということで、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。3番の案件について説明いたします。

3番の案件は、譲渡人は労力不足で、譲受人は議第16号の13番の方が、宅地として買われた土地の周りだそうで、それをできれば一緒に買ってもらいたいということで、お兄さんが買われるということで、経営面積も下限面積も満たしておりますので、許可相当と思われます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 8番の松本です。4番の案件について御説明いたします。

譲渡人は耕作不能ということでございます。譲受人は経営拡張ということで、何ら問題ないと思いますので、どうか御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番どうぞ。

○12番（志水武保君） 12番、志水です。

もともと親戚関係の人でございまして、労力不足と相手方の要望ということで、下限面積も満たしておりますので問題ないと思います。

よろしく願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番どうぞ。

○19番（中嶋昭二君） 19番、中嶋です。6番の案件を御説明します。

譲渡人は大阪に今おられて、農業ができないので管理ができないというわけで、甥へ贈与ということですので、何も問題ないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番をお願いいたします。

○34番（尾池秀實君） 34番、尾池です。譲渡人は学校を退職して、後継者がいなくて、体力に自信がないということで、譲受人は経営拡張で何ら問題ないので許可相当でございます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番どうぞ。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、何ら問題なく許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、9番どうぞ。

○35番（中村 亘君） はい、35番、中村です。9番の案件について説明いたします。

2人は兄弟でありまして、兄に贈与ということで、何ら問題はなく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、10番、お願いします。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。10番の案件について説明します。

受人は農業をやっていない相手からの要望で譲り受けるものです。下限面積も満たしているので許可相当と判断します。

次は、11番の案件について説明します。

譲渡人は遠くにいて耕作不能です。譲受人はトマトのハウスを広くやっていて、さらに拡張するものです。人手も多く、作業にも問題ありません。許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、12番、お願いします。

○38番（村端一弘君） 38番、村端です。12番の案件について御説明申し上げます。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題なく許可相当と考えます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。1番から12番まで、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

○18番（取本一則君） ちょっといいかな。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 単純な質問ですが、この申請番号が800番台のがあったりするの、これはなんかのミスですかね。805番とか806番とか、これは丸が、こら何だろか。2ページと3ページの9番と7番、これは本当の数字かな。

○議長（永田知博君） はい、事務局より説明いたします。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。一応今のところ玉名市の組織機構としまして、各支所に本庁と別に岱明、横島、天水支所が3条申請とか受け付けております。この支所、800何番だったら天水とか、400何番だったら岱明とか、その事務局の内部的なわかりやすいようにつけた、支所を示すための受理番号というふうにさせていただいております。

以上です。

○18番（取本一則君） じゃあ各支所での受付番号がここにきてるということですか。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。この二桁のやつが一番多いと思いますけれども、この二桁は本庁で受け付けているものです。

○18番（取本一則君） じゃあ今後もずっとこれ続いてくるやつですかね。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。一応今後も引き続きこのやり方でいきたいとは思っておりますけども。

○18番（取本一則君） なんか統一はできないんですか、どこかの時点で。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。本庁プラス3支所を全部合わせたところで通し番号をしたほうがよろしいということ。

○18番（取本一則君） いやちょっと紛らわしかったもんだけんね。知らなかったから、今聞いて初めてわかったけど、何かおかしかなあて思ったわけだから。

それとこの受付年月日があるじゃないですか、受付年月日、これが早い日にちが遅い日にちの前きたり早い日にち、これをずらしたらパソコンだからできそう

な感じだけど、順番にはやっぱりいかんですかね。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。本来確かにおっしゃるとおりだと思います。受付日順に一番左の番号を受理日にうっていくのが本来かと思うんですけども、実際的な問題として、担当委員の御説明をいただいておりますので、正直なところ受付順に委員さんが、こちらの委員さんがあちこち順番がバラバラになるということを考慮しまして、こちらのほうから例えば河崎、大浜、岱明、順番に説明いただくようになっております。

○18番（取本一則君） ああわかった、並べ替え、1区から2区から3区から4区から。

○事務局長（村上洋治君） はい、村上です。今のを選挙区で言うなら1区、2区、3区、4区の順番をつけてます。

○18番（取本一則君） はい、わかりました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ほかにはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御質問そのほかにはないようでございますので、採決に移ります。

議第12号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第12号については許可することに決定しました。

次に、議第13号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、5ページをお願いいたします。

議第13号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成30年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石と大浜町の申請人で、滑石の田977㎡外1筆、計1,934㎡を相手方の要望と経営拡張のため、平成30年3月5日から5年間契約するものです。

2番、岱明町の申請人で、岱明町庄山の田741㎡を農業者年金受給のため、平成30年3月5日から10年間契約するものです。

3番、横島町の申請人で、大浜町の田1,042㎡外6筆、計12,617㎡を一部経営移譲のため平成30年3月5日から10年間契約するものです。

以上3件、合計15,292㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 8番、松本です。1番の議案について説明いたします。

これは相手方の要望と本人の経営拡張ということで、5年間の契約となっております。何ら問題ないと思いますので、どうか審議のほうをよろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番どうぞ。

○19番（中嶋昭二君） 19番、中嶋です。2番の案件を説明します。

使用貸人と使用借人は親子ということで、農業者年金の受給ということで、何も問題ないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○27番（寺井廣喜君） 27番、寺井です。3番の案件について説明いたします。

貸人と借人は親子であります。経営移譲による申請となっております。何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員さんの説明が終わりました。何か御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見もないようでございますので、採決に移ります。

議第13号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第13号は承認することに決定いたしました。

次に、議第14号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 6ページをお願いいたします。

議第14号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成30年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岱明町鍋の畑386㎡です。当初、昭和56年2月に個人住宅としての転用許可がでていたところ、当初計画者が経営する事業所兼倉庫と一体とした利用がより利便性が向上するとして、進入路及び駐車場として利用するという今回の事業計画変更申請となったものです。

以上1件、合計386㎡を御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。農地転用許可後の事業計画変更申請について説明します。

当初のとおり事業が遂行できない理由といたしまして、転用許可後、当時の計画者はすぐに事業を実行に移そうとしましたが、事業所の倉庫への進入につき、道路との段差が発生する事態が生じました。急遽この転用許可地のそばに進入路を設ける必要が起きたため、当初計画の住宅計画、位置をずらすという結果になりました。その後用途変更を申請すべきでありましたが、平成28年11月26日に亡くなれました。相続された家族は、現実に沿った許可を得ることで事業計画変更申請をすることになりました。事業計画の変更内容、当初計画、個人住宅、変更後の計画、駐車場、変更後の事業は当初計画の個人住宅建築ではありません。用途目的は事業所への進入路、駐車場として活用するとのこと。継承者は具体的にそのまま使っており、即座に事業継承の立場にありますので、本件の手続きを行う必要があるとのこと。事業計画の変更後の処理におよぼす影響はないと考えますので、よって許可相当と判断いたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、議第14号について説明がございました。皆さんより御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御質問もないようでございますので、議第14号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第14号は承認することに決定しました。

次に、議第15号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 7ページをお願いいたします。

議第15号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が横島町横島の田112㎡で、転用目的は農業用倉庫です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、転用目的が農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業振興に一致する施設であることが認められ、例外的に許可可能とするものです。

2番、申請物件が天水町小天の畑698㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しております。

以上2件、合計810㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る、3月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

まず、1番どうぞ。

○30番（平本 博君） はい、30番、平本です。1番について説明します。

農業用施設の転用に伴うもので、排水処理については雨水のみで、U字溝を敷

設して隣接する排水路へ流すということで、何も問題ないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、お願いします。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。2番の案件について説明します。

申請地は、先の地震で被害に遭った自宅の北隣接地、東は水路、西はミカン畑です。申請地北は宅地と申請人の畑です。土砂の流出を防ぐために最小限のブロック擁壁を造ります。給水は現在使用しているボーリングの井戸水を使用、雨水は雨水枡を設置、生活雑排水は合併浄化槽を設置して、同様に東の水路に流します。現地調査の結果、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第15号、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第15号は承認することに決定しました。

次に、議第16号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 8ページをお願いいたします。

議第16号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が六田の田316㎡で、転用目的は美容店舗用の宅地分譲地としての申請です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が中尾の田255㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が山田の畑180㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分も

同じく、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。
9ページをお願いいたします。

4番、申請物件が山田の田1,444㎡外3筆、計4,936㎡で、転用目的は木造2階建て15棟分の建売住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が山田の田1,661㎡で、転用目的は木造2階建て6棟分の建売住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が山田の田932㎡で、転用目的は木造平屋建て2棟分の建売住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

7番、申請物件が築地の田1,728㎡で、転用目的は16世帯分の共同住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

8番、申請物件が宮原の畑286㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が大倉の畑328㎡外1筆、計1,743㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

10番、申請物件が山部田の田1,144㎡で、転用目的は大型5台、普通車10台分の駐車場としての2年間の一時転用です。農地区分はおおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請にかかる農地を架設工作物の設置その他一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるため、例外的に許可可能とするものです。

11番、申請物件が山部田の田322㎡で、転用目的は住宅の増築及び駐車場としての宅地拡張です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

1 1 ページをお願いいたします。

1 2 番、申請物件が岱明町野口の田 8 5 7 m²で、転用目的は介護施設の駐車場 1 7 台分としての申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

1 3 番、申請物件が岱明町西照寺の畑 3 0 5 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

1 4 番、申請物件が岱明町高道の畑 4 4 4 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

1 5 番、申請物件が岱明町鍋の畑 5 8 7 m²外 1 筆、計 1, 0 7 5 m²で、転用目的は譲受人の社会福祉法人が経営する介護老人保健施設利用者のリハビリの一環として行われ園芸療法用地としての申請です。農地区部は、おおむね 1 0 ha 以上の一団の農地内に所在する農地で、第 1 種農地と判断しております。第 1 種農地は原則不許可となるところですが、土地収用法により土地を収用し、または使用することができる公共性の高い事業として例外的に許可可能とするものです。

1 6 番、申請物件が天水町部田見の畑 4 1 2 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね 1 0 ha 以上の一団の農地内に所在する農地で、第 1 種農地と判断しております。第 1 種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

1 7 番、申請物件が天水町小天の畑 6 7 3 m²で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、おおむね 1 0 ha 以上の一団の農地内に所在する農地で、第 1 種農地と判断しております。第 1 種農地は原則不許可となるところですが、同じく申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

以上 1 7 件、合計 1 7, 2 6 9 m²につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合がないものと判断し、御提案しております。

去る 3 月 2 日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、受付番号 1 番より順次担当委員の

説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田でございます。1番の案件について御説明を申し上げます。

場所は六田の鮮ど市場の西側にあるというふうなことでございます。東側が駐車場、西側には共同住宅があるということです。北側が市道が入っているというふうなことでございます。南側に計画地、譲受人の隣接してヘアサロンを開業しておられるわけでございます。今回新たな事業展開ということを図るために、現在のこの改装ではちょっと手狭ということなので、お客様駐車場も共有できるというふうなことで、隣接地を宅地にし、新店舗を建設するというふうなことで計画でございますので、何ら問題ございません。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。2番の案件について説明いたします。

申請人は借家住まいからの個人住宅との思いの申請です。場所は玉名中学校の南側、北10mのところ、市道の北側で周りは宅地、敷地の周囲をブロック塀にして土砂の流出を防ぐということで、家は木造2階建て、給排水は南側市道の上下水道と接続して利用、雨水は市道側溝へ接続放流、周りには農地もなく、現地調査の結果、許可相当と思われまます。

○議長（永田知博君） はい、わかりました。3番につきましては始末書が添付されておりますので、事務局より読み上げます。

○主事（笠原大志郎君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） それでは、3番、説明をお願いいたします。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。これも申請人はアパート住まいで、今後子育てと両親の介護を考えての申請だそうです。場所はファッションセンターしまむらの東隣で、家は木造平屋建て、給排水は南側市道の上下水道と接続し利用、雨水は市道の側溝へ接続放流、30年ぐらい前に買った際に、農地ということでの購入は私は不思議だなと思いましたが、周りには農地もなく、現地調査の結果は追認相当と思われまます。

以上です。4番も。

○議長（永田知博君） はい、お願いします。

○5番（赤松繁之君） 続きまして、4番の案件について。

申請人は不動産業で建売分譲15戸分の申請です。場所は糠峯団地の西側10

0 mぐらいのところ、造成地はL型ブロック擁壁をもって周りを囲んで土砂の流出を防ぐ、計画地の中心部に6 mの道路を設置し、その両サイドに側溝を布設し、雨水はこの側溝を利用して内側の水路へ放流、給水は北側市道より公共上水道管50 mmを布設し、排水は西側市道より下水道管を布設し、個人宅へふき込むということで、建物は木造2階建て68.72㎡が4棟、木造2階建ての117.58㎡が2棟、68.40㎡が9棟で、緑地公園を設置するということで、周りの農地にも十分配慮するということです、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、5番の案件です。

これも申請人は4番の案件と同じで、建売分譲6棟分です。場所は糠峯団地の南西200 mぐらいで、築山小学校の北東300 mぐらいのところ、西側を市道で、ほかは農地です。造成地はL型ブロックで囲み、盛土が1 mぐらいで造成、中心部に位置指定道路を設け、ここに公共の上下水道管を布設し、個人宅へ配管、利用ということでございます。雨水は道路側溝へ集水し、西側線路へ接続放流でございます。建物は木造2階建て、68.72㎡が1棟、68.40㎡が5棟で、周りの農地にも十分配慮するということです、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、6番の案件です。申請人は不動産業で、建売分譲2棟のための申請です。場所は築山小学校の東北東200 mぐらいのところ、JAたまの築山支所の西側です。西側は市道、北側は住宅地、東側は小川、南が水田です。南側農地との境にブロックを積んで土砂の流出を防ぐ、盛土で造成、北側に5 mの供用道路を182.5㎡造り、残りを2分割、木造平屋建て110.13㎡を2棟建設予定だそうです。給水は西側市道の公共上水道を利用し、汚水と生活雑排水は合併浄化槽を用いて、供用道路の側溝へ接続し、東側の小川へ流すということです。南側の農地には十分配慮するということです、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、7番、申請人は公務員で、アパート経営をしたいというような思いでの申請だそうです。場所はナフコ玉名店の北側150 mぐらいのところ、玉名バイパスより南に100 mぐらいということです。東側は市道、南側は宅地、西側は小川を挟んで、北側は宅地です。周りをL型擁壁で囲み、土砂の流出を防ぐそうです。建物は軽量鉄骨銅板メッキの2階建てです。16室です。駐車場が29台、駐輪場が36.38㎡、ごみ置場が9.02㎡で、給排水は公共の上下水道を利用し、上下水道は東側市道で接続して使用ですね、雨水は浸透アスファルトを使用して、オーバー分だけを東側の市道の側溝へ放流ということで、1種農地ではありますが、周りは宅地化しており、荒廃農地のままでは周りに迷惑ということで、現地調査の結果、許可相当と思われます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。2番から7番まで御苦労さまでした。

それでは、8番をお願いします。

○11番（浦谷幸司君） 11番、浦谷です。8番の案件について説明いたします。

所在地は玉南中学校の南東側80mぐらいのところですが、申請地は286㎡で、建坪が106㎡ぐらいです。譲受人はただいま奄美大島におられまして、転勤族で公務員の方でございますが、大体は玉名市の出身でございます、学校に近くてJRに近いところをとということで探されました。探されたところが先月の2月の申請がありましたところの許可が下りたところのすぐ隣でありまして、ここも新興住宅地であります。その部分で大体北側に県道が通っておりまして、県道から高さ1.5mぐらいの高さの土地でありまして、その部分が土手でございますので、L型ブロックを入れて土砂の流出を抑えるそうでございます。上水道は玉名市の上水道が近くにきておりますので上水道を使うそうです。また排水につきましては、生活雑排、また汚水については、合併浄化槽を設置して浄化槽から側溝に流すということでございます。また雨水についてはすぐ南側に側溝がありますので、その側溝のほうに流すそうでございますので、現地を視察しましたところ、隣が建設中ございましたので、何ら問題なく許可相当と思われまして、よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、9番をお願いします。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。9番の案件について説明いたします。

この案件は太陽光発電施設で、76.80kwで、申請地はなだらかな場所で、ここに太陽光を設置するのが一番これはいいんじゃないかという話もありました。造成にかかる土砂の流出はないということであります。委員で現地調査を行いました結果、許可相当と思われまして、

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、10番をお願いします。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。10番と11番について説明します。

10番は、NHKの大河ドラマでいだてんの放送してもらって、小田にあります金栗四三氏の自宅に多くの来訪者が来るということで、それが予想されるので、大型バス5台、それから普通車10台を置ける臨時駐車場を玉名市が整備するというので2年間の転用の申請です。申請地は第1種農地と判断される場所なので原則不許可なんですけれども、一時転用ということで例外的に許可ができます。2つは駐車場ということで、雨水は自然浸透、生活雑排水は発生はありません。ま

た近隣への農地への被害がないように対処されるということです。

次に、11番です。これについては、申請人は現在6人家族なんですけども、現在住宅も狭く、子どもが大きくなると子ども部屋が必要になるからということでそれを設置したい。また、申請人は運送業をなさってるんですけど、経営する駐車場をよそに従業員の駐車場を近くにいろいろ借りているので、申請地の一部を駐車場に転用したいということでの申請です。場所は小田小学校の西側で、第1種農地と判断されて原則不許可なんですけども、先ほど説明がありましたように集落接続ということで許可できるということです。給排水は、雨水は既存の雨水の枡、それから、生活雑排水は合併浄化槽を使って処理をするということです。それから、農地の被害の防除計画としては、申請地は東と南側は宅地、それから西側は道路、北側は譲渡人の農地ということで、その間には擁壁を設置するという計画になっておりまして、農地への被害はないというふうに思います。

以上2件ですけども、現地調査の結果、転用は問題ないというふうに判断されます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番、お願いします。

○21番（田上 一君） 21番の田上です。12番の案件を説明します。

岱明町野口の大野小学校の裏に介護事業を営む会社があるわけですが、現在借りている駐車場の土地を地主さんに返済してくれと言われて、代替地の土地を探していたところ、隣接地の本件の土地を借りることになったそうです。南は小学校、東は耕作放棄地、北は畑になっています。西は事業所の土地になっています。もちろん雨水は自然浸透だそうです。駐車場の北はブロック塀をして砂利敷きの駐車場の採石等が入らないように、3段から4段ぐらいのブロックを積むとのことでした。南と西は小学校と事業所の土地なので、何も心配はなく許可相当と思いました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、13番、お願いします。

○19番（中嶋昭二君） 19番、中嶋です。13番の案件を御説明いたします。

転用目的は個人住宅で、場所は208号線沿いのお多福家具からちょっと南に行ったところ です。西側は市道が通っていて南側は農地、北側は住宅地になっております。給排水の計画は、給水は市の水道を使っていきます。排水は、生活雑排水は市の下水道に接続します。周辺に隣接地や道路の境界にはブロック等を設置し、土砂の崩れがないようにするというものですので、何も問題はないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番、お願いします。

○23番（中島浩輔君） はい、23番の中島です。14番の案件について説明いたします。

ここはJA岱明総合支社の北側に約400mぐらい行ったところの付近です。申請人からみると譲渡人はおじにあたり、26ページの18番との関連があります。ここは第2種農地で農用地区域外です。両親や祖父母が住む実家が近くにあり、将来は両親の面倒をみたいという本人の希望でこの土地を決められました。小学校や中学校が500m以内にあり、利便性がいいということです。木造建設で平屋建て、駐車場を2台止める計画をされておられます。ここは北側は市道があり、東側は畑で、南側は祖父母の譲り渡しの土地があり、西側には個人の住宅が建っております。4つの面とも同じ高低差なく普段は平な状態です。ブロックとかそういうのはまだ今のところ必要ではないということで、自然排水でいくということです。給水は市の上水道を利用し、雑排水は市の下水道を利用されます。雨水については雨水枡を設置し、北側の道路の側溝に流すということです。何ら問題ないものと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、15番、お願いします。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。15番の案件について説明します。

譲受人は、介護老人保健施設を運営されております。この農地は第1種農地で、転用面積は1,075㎡です。土地の申請理由といたしまして、介護老人保健施設に隣接しておる3筆の土地を合わせると、園芸用地として適当な広さを確保できるからということです。事業の目的及び必要性、地域の社会福祉拠点としてのニーズにこたえるため、介護老人保健施設の福祉サービス機能を充実させるためということです。この土地の利用は、施設の利用者の園芸療法用地として使用するということです。給排水については、既存の施設の水道を利用するということです。雨水は排水溝を通じて側溝に流すということです。被害防除計画、工事の際には周辺地に迷惑のかからぬように、工事車十分配慮するように指導するということです。近隣農地への被害等はないと判断します。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、16番、お願いします。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。16番の案件について説明します。

使用貸人と使用借人は親子関係です。給排水計画は、実家がすぐそばですので、

現状のボーリングを使用するそうです。雨水処理は南側の市道の側溝に接続して流すという計画です。生活雑排水及び汚水処理は、合併浄化槽で処理、現地調査の結果、近隣農地などにも被害はないと思われまますので、許可相当と思われまます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、17番、お願いします。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。17番の案件について説明します。

申請地は譲受人が属している本村地区にあります。また、第1種農地ですが集落に接続しています。東、南と西は宅地、北は水路を挟んで道路に面しています。給水はボーリングをして井戸水を使用、雨水は隣接の排水路に流しますが、ここは段々の土地であり、上の段の宅地と下の段の宅地に挟まれた土地なので、特に下の土地への雨水の流れを注意するように念を押しておきました。生活雑排水は合併浄化槽を設置して同様に排水します。現地調査の結果、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員さんの説明が終わりました。

皆さんより何か御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第16号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第16号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第17号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、13ページをお願いいたします。

議第17号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成30年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の14ページから15ページの総括表、及び16ページから20ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が9件、13,776㎡、利用権設定が51件、163,897㎡、合計60件、17

7,673㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。農用地利用集積計画の決定について、皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第17号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第17号については、原案どおり決定いたしました。次に、議第18号、農地法第2条耕作放棄地の農地・非農地の判断についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 21ページをお願いいたします。

議第18号、耕作放棄地の農地・非農地の判断について。農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」に基づき、下記農地の農地・非農地を判断する。平成30年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

耕作放棄地のうち非農地化対象用地につきましては、平成27年から29年までに行いました農地利用状況調査の結果を踏まえ、今回、三ツ川地区における81筆の中で、ここでは全部B分類でございますが、81筆の中で43筆、57,994㎡を農地に該当しないものと判断するものです。

提案にあたっては、本年2月13日付けで所有者へ文書照会を行い、お示ししている農地につきましては、いずれも非農地化に同意する旨、文書で回答をいただいたところです。なお、非農地と判断した場合は、所有者、国・県等の関係機関あて非農地の通知を送付することとしております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より詳しく説明をいただきました。耕作放棄地の農地・非農地の判断について、皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。
議第18号、農地法第2条耕作放棄地の農地・非農地の判断について、原案ど
おり非農地相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第18号については、非農地判断相当と意見決定す
ることに決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第8、9、10、11号について、事務局より説明
をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 22ページをお願いいたします。

報告第8号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農法第18条第
6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したの
で報告します。平成30年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は22ページから26ページまでの18件、合計66,246㎡の解約通知
を受理しております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

報告第9号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありました
ので報告します。平成30年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回4件、合計3,476㎡の届出を受理しております。

次に、29ページをお願いいたします。

報告第10号、許可不要転用届について。

下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。

今回1件、合計159.34㎡、農業用倉庫及び貯水槽としての転用届を受理し
ております。

最後に30ページをお願いします。

報告第11号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許
可書返納の届出があったので報告します。今回4条と3条の許可書それぞれ1件、
合計1,299㎡返納の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より報告がありました。皆さんより何か御質問はございません
でしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

4. その他

○議長（永田知博君） 次に、その他に移ります。事務局より何か。

次長、お願いします。

○事務局次長（小山 博君） それでは、事務局からお知らせをします。お知らせの前にまず配付書類を御説明します。

こちらが農業委員の活動記録簿、次に新日本法規出版の新刊書の御案内、農業委員・農地利用最適化推進委員必携、農地・農業の法律相談ハンドブック、それと視察研修のときの写真に参加された方のみですけど、写真をお配りしております。それと平成30年度農業委員会関係行事予定表A4の一枚物になっています。

それと最後ですけど、昨日、2月23日に熊本県の農業委員研修が熊本市民会館で開催されました。そのとき都合で参加できなかった方には、その当日の資料をお配りしております。その日参加していないけど、今日ちょっと机の上に自分のところに乗ってないという方は申し出てください。一応このあいだ欠席の方には確認してから置いてはおりますけど、ない場合はよろしくお願いします。

それと続きましてお知らせです。新体制の農業委員会委員募集が、公募が2月15日開始され、ただいま募集期間中であります。募集期間は3月15日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。今日は応募用紙、推薦、個人推薦、団体推薦・個人推薦、応募用紙ともに今日ここに用意はしておりますので、必要に応じてお配りできますので、よろしく願いいたします。3月15日までが募集期間となっておりますのでお願いしときます。

以上、事務局からのお知らせでした。

-----○-----

5. 閉 会

○議長（永田知博君） はい、慎重なる審議まことにありがとうございました。

これもちまして第3回農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時17分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成30年3月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 平本 博

農 業 委 員 永田 眞一